

様式第11(第16条関係)

表 面

←----- 12センチメートル ----->										
<p style="text-align: center;">第 号</p> <p style="text-align: center;">特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法第18条第3項の規定による身分証明書</p> <div style="border: 1px dashed black; width: 150px; height: 80px; margin: 10px auto; text-align: center; vertical-align: middle;">写  真</div>	<p style="text-align: center;">職名及び氏名</p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"><tr><td style="text-align: center;">年</td><td style="text-align: center;">月</td><td style="text-align: center;">日生</td></tr><tr><td style="text-align: center;">年</td><td style="text-align: center;">月</td><td style="text-align: center;">日発行</td></tr><tr><td style="text-align: center;">年</td><td style="text-align: center;">月</td><td style="text-align: center;">日限り有効</td></tr></table> <p style="text-align: center;">都道府県知事 印 (市長)</p>	年	月	日生	年	月	日発行	年	月	日限り有効
年	月	日生								
年	月	日発行								
年	月	日限り有効								

裏 面

特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法抜すい

第18条 環境大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、水道水源特定事業場から排出水を排出する者又は指定地域において構造等基準に係る施設を設置する者に対し、特定施設等の状況その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、特定施設等を設置する場所に立ち入り、その特定施設等その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定による環境大臣による報告の徴収又はその職員による立入検査は、特定水道利水障害による人の健康に係る被害が生ずることを防止するため緊急の必要があると認められる場合に行うものとする。

3 水質汚濁防止法第22条第4項及び第5項の規定は、第1項の規定による立入検査について準用する。  
(水質汚濁防止法第22条第4項及び第5項)

4 第1項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

5 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第27条 この法律の規定により都道府県知事の権限に属する事務(第4条第1項及び第8項、第5条第1項、第9条第1項及び第3項、第23条並びに第24条に規定する事務を除く。)の一部は、指定地域の全部又は一部が政令で定める市(特別区を含む。以下同じ。)の区域内にある場合には、その区域については、政令で定めるところにより、当該市の長が行うこととすることができる。

第31条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。  
二 第18条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者